

令和6年8月20日

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	安部地区 (安部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第 2 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、ほ場整備を受けた農地で構成されており、個人農家の年齢は 7 0 代以上で占めている。
地区では、一部の個人農家で平成 3 0 年に集落営農を立ち上げており、他の担い手を含め、農地の集積が進んでいる状況である。
今後も個人農家の意向を確認しながら、必要であれば担い手への集積を進めて行く必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻、小麦、大豆の作付けがあり、引き続き水田の有効活用のために、麦、大豆等の拡大を検討していきたい。
農家の高齢化に伴う将来的な離農に備え、他の担い手とも協力し、農地の集積・集約を継続して行える環境を整えていく。
また、農作業の効率化、省力化のための補助事業等の活用も検討し、長く農業を続けられる環境づくりを検討していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地の集積・集約については農地中間管理機構を通じて行うこととする。 経営体が営農困難になった場合については、農地中間管理機構の農地バンクを機能を活用することで、保全管理や新規受け手への付け替えを進めることができるように機構への貸し付けを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借が発生した際は、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区の担い手への集約を基本とするが、営農継続が困難になった場合は、地区外からの新たな担い手の受け入れを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③農作業の省力化、効率化を行うためにも補助等の活用を意識した設備投資や作業委託を検討したい。